

議案第103号

大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条から第6条まで及び第10条に定めるもののほか、次に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第8条まで、第9条第1項、第11条から第22条の2まで（第11条第4項第1号イを除く。）、第23条第1項及び第24条から第31条の2まで並びに附則第2条、第3条第1項（設備運営基準第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハに係る部分に限る。）、第4条及び第6条から第8条まで</p> <p>[(2)・(3) 略]</p> <p><u>(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正</u></p>	<p>(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、次に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第8条まで、第9条第1項、第11条から第22条の2まで（第11条第4項第1号イを除く。）、第23条第1項及び第24条から第31条まで並びに附則第2条、第3条第1項（設備運営基準第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハに係る部分に限る。）、第4条及び第6条から第8条まで</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p> <p>[新設]</p>

する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条（これらの規定のうち設備運営基準に係る部分に限る。以下同じ。）

（施設長の責務）

第6条 特別養護老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条の2まで並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条に係る部分並びに第4条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第7条 第3条から前条まで（第3条中設備運営基準第1条及び第12条並びに附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（設備運営基準第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準は、次項及び第10条に定めるもののほか、設備運営基準第32条から第41条まで並びに設備運営基準第42条において準用する設備運営基準第3条から第6条まで、第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで、第23条第1項、第24

（施設長の責務）

第6条 特別養護老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条までに係る部分並びに第4条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第7条 第3条から前条まで（第3条中設備運営基準第1条及び第12条並びに附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（設備運営基準第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第32条から第41条まで並びに設備運営基準第42条において準用する設備運営基準第3条から第6条まで、第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで、第23条第1項及び第26条から第

条の2及び第26条から第31条の2まで並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条並びに第6条第2項及び第7条（これらの規定のうち設備運営基準に係る部分に限る。以下同じ。）に定めるところによる。

2 第4条及び前条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第42条において読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、前条中「第3条に」とあるのは「第7条第1項に」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条の2」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに設備運営基準第42条において準用する設備運営基準第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで、第24条の2及び第26条から第31条の2」と、「第5条」とあるのは「第5条、第6条第2項、第7条」と、「第4条」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する第4条」と読み替えるものとする。
(地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第8条 第3条から前条まで（第3条中設備運営基準第1条及び附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム（設備運営基準

31条までに定めるところによる。

2 第4条及び前条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第42条において読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、前条中「第3条」とあるのは「第7条第1項」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに設備運営基準第42条において準用する設備運営基準第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで及び第26条から第31条」と、「第4条」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する第4条」と読み替えるものとする。

(地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第8条 第3条から前条まで（第3条中設備運営基準第1条及び附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム（設備運営基準

第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項及び第10条に定めるもののほか、設備運営基準第54条、第55条(第4項第1号イを除く。)、第56条から第58条まで並びに設備運営基準第59条において準用する設備運営基準第2条から第8条まで、第9条第1項、第12条の2から第15条まで、第17条から第22条の2まで、第23条第1項、第24条から第29条まで、第31条及び第31条の2並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条に定めるところによる。

2 第4条から第6条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第59条において読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、第6条中「第3条に」とあるのは「第8条第1項に」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条の2まで」とあるのは「第57条及び第58条並びに設備運営基準第59条において準用する設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第15条まで、第17条から第22条の2まで、第24条から第29条まで、第

第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第54条、第55条(第4項第1号イを除く。)、第56条から第58条まで並びに設備運営基準第59条において準用する設備運営基準第2条から第8条まで、第9条第1項、第12条の2から第15条まで、第17条から第22条の2まで、第23条第1項、第24条から第29条まで及び第31条並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第4号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第10条の規定による改正前の設備運営基準第56条第12項に定めるところによる。

2 第4条から第6条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第59条において読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、第6条中「第3条」とあるのは「第8条第1項」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条まで」とあるのは「第57条及び第58条並びに設備運営基準第59条において準用する設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第15条まで、第17条から第22条の2まで、第24条から第29条まで及び第31条」と、「第

31条及び第31条の2」と、「第4条」とあるのは「第8条第2項において読み替えて準用する第4条」と読み替えるものとする。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第9条 第3条から前条まで(第3条中設備運営基準第1条及び附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分並びに前条第1項中設備運営基準第56条に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(設備運営基準第60条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項及び第10条に定めるもののほか、設備運営基準第60条から第62条まで並びに設備運営基準第63条において準用する設備運営基準第3条から第6条まで、第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで、第23条第1項、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条、第31条の2、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第58条並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条、第6条第2項、第7条、第10条及び第11条に定めるところによる。

2 第4条及び第6条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第63条にお

4条」とあるのは「第8条第2項において読み替えて準用する第4条」と読み替えるものとする。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第9条 第3条から前条まで(第3条中設備運営基準第1条及び附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分並びに前条第1項中設備運営基準第56条に係る部分及び平成27年改正省令附則第4条第4号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第10条の規定による改正前の設備運営基準第56条第12項に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(設備運営基準第60条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第60条から第62条まで並びに設備運営基準第63条において準用する設備運営基準第3条から第6条まで、第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで、第23条第1項、第26条から第29条まで、第31条、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第58条に定めるところによる。

2 第4条及び第6条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第63条にお

いて読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、第6条中「第3条に」とあるのは「第9条第1項に」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条の2まで」とあるのは「第62条並びに設備運営基準第63条において準用する設備運営基準第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条、第31条の2、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第58条」と、「第5条」とあるのは「第5条、第6条第2項、第7条」と、「第4条」とあるのは「第9条第2項において読み替えて準用する第4条」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第10条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（設備運営基準第64条第1項に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説

いて読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、第6条中「第3条」とあるのは「第9条第1項」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条まで」とあるのは「第62条並びに設備運営基準第63条において準用する設備運営基準第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで、第26条から第29条まで、第31条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第58条」と、「第4条」とあるのは「第9条第2項において読み替えて準用する第4条」と読み替えるものとする。

[新設]

明等（設備運営基準第64条第2項に規定する説明等をいう。）のうち、この条例の規定による基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）によることができる。

第11条・第12条 [略]

第10条・第11条 [同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月4日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。